

## 横浜市土壌・地下水汚染事例の公表に係る事務取扱要領

### 1 趣旨

この要領は、土壌汚染対策法(平成14年法律第53号。以下、「法」という。)又は横浜市生活環境の保全等に関する条例(平成14年12月25日横浜市条例第58号。以下、「条例」という。)に基づく届出等により土壌・地下水汚染が判明した場合、汚染情報について周辺住民等への迅速な周知を図り、汚染地下水の飲用回避等の措置を講じるため、土壌・地下水汚染の公表の取扱いを定めるものである。

### 2 定義

- (1) 「土壌汚染」とは、法第6条第1項第1号に規定される土壌の特定有害物質による汚染状態が環境省令で定める基準に適合しない場合、又は条例第66条第1項第1号に規定される土壌の特定有害物質による汚染状態が規則で定める基準に適合しない場合をいう。
- (2) 「地下水汚染」とは、法施行規則第7条第1項で定める地下水基準に適合しない場合をいう。

### 3 公表の取扱い

#### (1) 事業者による公表

みどり環境局水・土壌環境課(以下、「水・土壌環境課」という。)は、事業者から土壌汚染又は地下水汚染が判明したと報告があった場合は、事業者に対して、当該調査結果等について周辺住民への周知及び公表を行うよう指導するものとする。

#### (2) 横浜市による公表

ア 水・土壌環境課は、事業者から溶出量に係る土壌汚染又は地下水汚染が判明したと報告があった場合には、事業者に対し、敷地外への地下水汚染の流出のおそれの有無を確認するよう指導し、別紙のとおり、当該調査結果等を公表するものとする。

ただし、事業者が自ら周辺住民への周知及び公表を行った場合は、この限りではない。

イ 水・土壌環境課は、アの報告によって敷地外へ地下水汚染が流出するおそれがあると認められる場合には、法施行規則第30条で規定される地下水の利用状況等の確認を行い、別紙のとおり、当該調査結果等について、公表するものとする。

ウ 水・土壌環境課は、含有量に係る土壌汚染が判明したと報告があった場合には、アの例により、公表するものとする。

### 附則

#### (施行期日)

1 この要領は、平成21年9月1日から施行する。

#### (経過措置)

2 この要領の施行の日前に、土壌汚染・地下水汚染が判明し、横浜市に報告等している事例については、本要領は適用しない。

### 附則

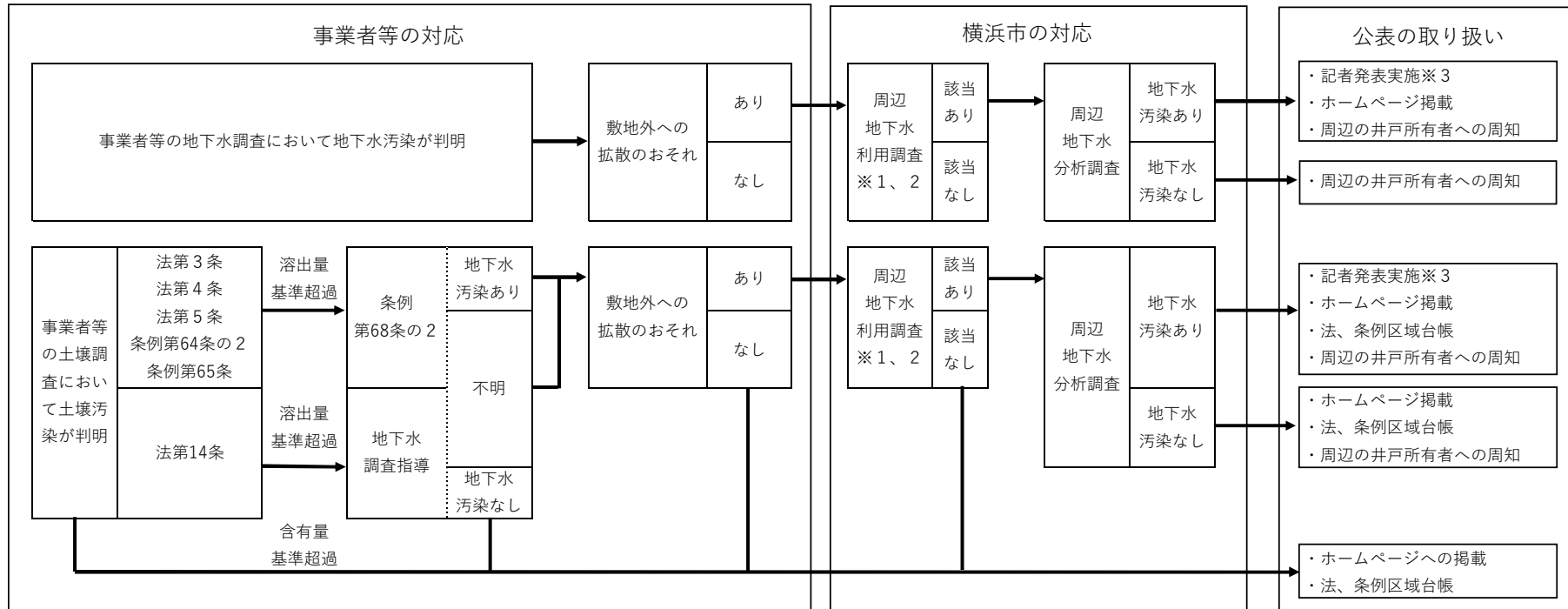
この要領は、平成22年1月5日から施行する。

### 附則

この要領は、平成23年5月1日から施行する。

### 附則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。



※1 周辺地下水利用状況調査を実施する範囲は、法施行規則第30条で規定される「地下水汚染が生じているとすれば地下水汚染が拡大するおそれがあると認められる区域」とする。

※2 地下水の利用状況に係る要件は、法施行規則第30条各号とする。

※3 記者発表を行わないことができる場合

- ・周辺地下水調査実施範囲に住民が住んでいない場合
- ・ふっ素又はほう素に係る地下水汚染の拡大先が海域である場合
- ・地下水汚染が、「自然的原因」又は近隣地等からの「もらい汚染」で生じている場合